

【新型コロナウイルス感染症】陽性者・濃厚接触者発生時の対応（推奨）

一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会

【はじめに】

感染予防・対策等につきましては内閣官房より業種別ガイドライン（医療サービス等）、厚生労働省より特設ページなどで具体的な方法が提示されていますが、万が一施術者や患者様が陽性者となった場合の対応は、地域や業種によっての違いが多少なりとも見受けられます。

そのため、私たち鍼灸あん摩マッサージ師が施術業務をおこなっていく上で感染した（もしくはこれを強く疑われる）場合に推奨される対応を以下にまとめました。

また、**施術者・患者様の状況別フローチャート（参照1）**を掲載いたします。ケースごとの対応を図解しておりますので、**ご参照ください。**

このようなご対応が必要とならないことを切に願うとともに、不測の事態に備えてご一読いただけましたら幸いです。

【患者様と施術者ご自身をまもるために】

ケース1： 施術者（自分自身、施術所スタッフ）の陽性が判明した場合

① 判明後、速やかに所轄保健所に連絡し、指示に従う

連絡の際に報告・確認しておいた方がよい項目をまとめましたので、ご利用ください。

・保健所連絡時チェックリスト（参照2）

連絡先：保健所管轄区域案内（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/

② 保健所から指示された期間、もしくは自主的に治療院を休業し、陽性者が使用した（触れることのできる）共用部分と設備全体の消毒を行う

保健所からの指導に基づき、陽性者及び濃厚接触者以外又は専門業者に依頼して、治療院の清掃・消毒作業を行います。

・消毒液：濃度70%以上の消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム

・消毒箇所：主に、共用部分（ドアノブ、テーブル、椅子、スイッチ・ボタン類、用品棚・キャビネット等）および水回り（蛇口、トイレレバー・フタ等）を2度以上行うことを推奨

※保健所から具体的な指導がない時も、身体が触れる可能性のある物品や取っ手など建具の消毒は行ってください。

望ましい消毒方法は以下を参照してください。

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

③ 陽性者以外の治療院スタッフもPCR検査を受検するとともに、陽性者・濃厚接触者共に治療院に立ち入らない

症状の有無にかかわらず、陽性者であれば10日の隔離療養期間、濃厚接触者であれば14日間の隔離および行動自粛期間を経て、検査により陰性が確認できた場合に、おおむね業務に復帰できます。

※上記の隔離期間は「めやす」です。今後の医療・行政的判断により変更される場合がありますので、常に最新の情報を保健所に確認し指示を受けてください。

- ④ 3日～1週間程度前までに接触した患者様に対しては連絡を行い、前述①の対策指導等をわかりやすく説明する保健所の指導に従った対策の連絡案内に徹することが必要です。
施術業務の再開については、治癒後再度保健所に連絡し、許可を得たあとに患者様へ伝えます。

◎ 当協会事務局に連絡・相談

対応の中で不明な点などがございましたら、当会まで遠慮なくご相談ください。

当協会の『全鍼協・安心補償プラン』団体総合生活補償保険および休業補償オプション、
『所得補償プラン』に加入されている方が陽性となり入院または医師の指示によりホテル・
自宅等療養となった場合等は、補償の対象となります。

お手続きについては、下記の各保険代理店にお問合せください。

なお、ご連絡の際は以下をお知らせください。

- ・会員番号
- ・氏名

«お問合せ先»

全鍼協・安心補償プラン： エル・クリエイト株式会社 クリエイト保険 TEL：043-248-0621

所得補償プラン： CS ネットワーク株式会社 TEL：043-246-0290

ケース2： 施術者（自分自身、施術所スタッフ）の陽性が強く疑われる場合

新型コロナウイルスの症状は人によって異なりますが、症状が出たら自己判断せず、かかりつけ医等身近な医療機関（※）、地域保健所や相談センター等に電話でご相談ください。また、体調不良時には出勤を控え、他者との接触を避けてください。

法人内で複数の施術所、事業所等に勤務されている方は速やかに責任者へ報告し、施設内で情報共有に徹してください。

※事前の連絡なく医療機関を直接受診することは控えてください。

相談先に迷った場合は下記の「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがあります）にご相談ください。

新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

ケース3： 施術者（自分自身、施術所スタッフ）が濃厚接触者である・又は患者様が陽性者・濃厚接触者と判明した場合

保健所から連絡・確認があった際は、指示に従ってください。

※患者様や関係者から感染を知らされた場合でも、現在は地域保健所の判断により、濃厚接触者とは見なされず

連絡が来ない場合もあるようです。

休業等行動自粛については保健所からの指示が第一ですが、自主規制として、陽性者・濃厚接触者との接触の場合は14日間の待機（濃厚接触者との接触の場合は、その濃厚接触者が陰性であれば待機解除）を推奨します。

また、体調に不安があれば身近な医療機関、地域保健所や相談センター等に電話で相談してください。

【おわりに】

新型コロナウイルス感染症についての正しい情報を把握し、常に冷静に対応していただくことが必要です。各自が日々行うことができる対策として、以下を確実にこなしていただくことを推奨いたします。

1, 施術者ご自身・スタッフの健康状態をチェックする

就業前に、検温や体調確認を行い、記録しておくことで、万一の際に保健所や医療機関への報告に役立ちます。

2, 患者様の健康状態チェックを徹底する

体温・体調の確認、申告をしていただき、熱がある場合やご自身・ご家族に不調がある場合は施術を行わず、医療機関等にご相談いただくことを奨めてください。

3, ソーシャルディスタンス・3密回避を目に見える形で示す

・治療院では混雑を避けるため、予約制の活用も有効です。また、室内の換気はこまめに行います。

・施術等の際には患者様、スタッフはマスクを着用し、着用がない場合は配布等の対応をします。

※濃厚接触者の定義として、現時点では

発症する2日前から、1m程度の距離で、マスクをせずに15分以上会話した場合

などが該当するとされています。お互いに濃厚接触者となることを避けるため、マスクを必ず着用しましょう。

5, 治療院には消毒備品等を設置し、患者様・スタッフに手洗いや手指消毒がなされているかの確認を徹底する

6, 咳エチケットを励行し、誤ってタオル等の共用・使いまわしが無いように注意徹底する

参考：職場で新型コロナウイルスの感染が疑われたら読むガイド（東京商工会議所）

<https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1022768>

